

令和6年6月28日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

## 厚生常任委員会資料

(令和6年6月25日付託分)

### 附属資料

健康医療局

## 目 次

	ページ
1 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	1
2 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款 新旧対照表	3
3 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限 新旧対照表	4

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～40（略）	（略）	1～40（略）	（略）
41 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。） 、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。） 、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。） 及び医療法施行条例（平成25年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。） に基づく次の事務 (1)～(41)（略） (削除)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄(3)から(5)まで、(7)から(11)まで及び(14)から(16)までに掲げる事務、 <u>左欄(17)</u> に掲げる事務（地域医療支援病院に係るものを除く。） 、 <u>左欄(18)</u> から(23)までに掲げる事務、 <u>左欄(26)</u> に掲げる事務（法第29条第3項の規定による処分に係るものを除く。） 、 <u>左欄(29)</u> から(33)まで及び(35)から(38)までに掲げる事務 、 左欄(39)のうち(3)及び(4)に掲げる事務に関するもの並びに左欄(40)及び	41 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。） 、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。） 、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。） 及び医療法施行条例（平成25年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。） に基づく次の事務 (1)～(41)（略） <u>(42) 条例附則第2項の規定により、同項において定めるものを地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条に規定する数として、(3)から(5)までに掲げる事務を処理すること。</u>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄(3)から(5)まで、(7)から(11)まで及び(14)から(16)までに掲げる事務に関するもの、 <u>左欄(17)</u> に掲げる事務（地域医療支援病院に係るものを除く。） に関するもの、 <u>左欄(18)</u> から(23)までに掲げる事務に関するもの、 <u>左欄(26)</u> に掲げる事務（法第29条第3項の規定による処分に係るものを除く。） に関するもの、 <u>左欄(29)</u> から(33)までに掲げる事務に関するもの、 <u>左欄(35)</u> から(38)までに掲げる事務に関するもの、 左欄(39)のうち(3)及び(4)に掲げる事務に関するもの並びに左欄(40)から

改 正		現 行	
	(41) _____ に掲げる事務にあつては、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に限る。)		(42) までに掲げる事務にあつては、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に限る。)
42～160 (略)	(略)	42～160 (略)	(略)

2 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款 新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>第1条～第18条 (略) (議決事項)</p> <p>第19条 次に掲げる事項は役員会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 中期目標についての意見(法第78条第3項の規定により法人が知事に対し述べる意見をいう。以下同じ。) _____ _____に関する事項</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第20条～第22条 (略) (審議事項)</p> <p>第23条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見_____に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第24条～第26条 (略) (審議事項)</p> <p>第27条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見_____に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>第28条～第32条 (略)</p>	<p>第1条～第18条 (略) (議決事項)</p> <p>第19条 次に掲げる事項は役員会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 中期目標についての意見(法第78条第3項の規定により法人が知事に対し述べる意見をいう。以下同じ。) <u>及び年度計画(法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。)</u>に関する事項</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第20条～第22条 (略) (審議事項)</p> <p>第23条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見<u>及び年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第24条～第26条 (略) (審議事項)</p> <p>第27条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見<u>及び年度計画</u>に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>第28条～第32条 (略)</p>

3 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限 新旧対照表

変更後						現 行					
1 学部及び大学院の学生等から徴収する料金の上限						1 学部及び大学院の学生等から徴収する料金の上限					
区分	入学検 定料	入学料		授業料、 研究料、 履修料又 は研修料	証明書 交付手 数料	区分	入学検 定料	入学料		授業料、 研究料、 履修料又 は研修料	証明書 交付手 数料
		神奈川 県内に 住所を 有する 者で規 則で定 めるも の	その他 の者					神奈川 県内に 住所を 有する 者で規 則で定 めるも の	その他 の者		
学部 の学 生	(略)	14万 1,000円	28万 2,000円	(略)	(略)	学部 の学 生	(略)	28万 2,000円	56万 4,000円	(略)	(略)
大学 院の 学生	(略)	14万 1,000円	28万 2,000円	(略)	(略)	大学 院の 学生	(略)	28万 2,000円	56万 4,000円	(略)	(略)
研究生～特別聴講学生 (略)						研究生～特別聴講学生 (略)					
2～4 (略)						2～4 (略)					
5 適用時期 この料金の上限額は、 <u>地方独立行政法人法</u> <u>(平成15年法律第118号)第23条第1項の規</u> <u>定による知事の認可の日から適用する。</u>						5 適用時期 この料金の上限額は、 <u>平成31年10月1日</u> _____ _____ から適用する。					